

令和4年12月8日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の20第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社三菱UFJ銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（1）変更事項

営業所又は 事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
武豊支店	愛知県知多郡武豊町字長尾山27	愛知県半田市広小路町155-3	令和5年1月16日
知多支店	愛知県知多市新知字椿83	愛知県東海市横須賀町四ノ割36	令和5年1月30日
新松戸支店	千葉県松戸市新松戸4-54	千葉県松戸市松戸1307-1	令和5年1月30日

（2）変更の理由

店舗の移転のため